

組 織 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国子ども会連合会（以下「この法人」という）定款第41条の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、職務の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 この法人の事務局（以下「事務局」という）においては、子ども会活動の充実に関する下記の業務をつかさどる。

- (1) 子ども会活動の指導及び育成に関すること
- (2) 子ども会活動に従事する指導者及び育成者相互の連絡提携に関すること
- (3) 子ども会活動の指導者の養成に関すること
- (4) 子ども会活動の充実のために必要な調査研究及び資料の刊行に関すること
- (5) 子ども会活動の振興のための関連団体機関との連絡協力に関すること
- (6) 子ども会安全共済会事業に関すること
- (7) 総会、理事会その他の各種会議の運営に関すること
- (8) 事業計画及び事業報告に関すること
- (9) 予算及び決算に関すること
- (10) 登記、関係官庁への報告、届出に関すること
- (11) 資産の管理及び会計に関すること
- (12) 職員の任免及び服務に関すること
- (13) 前号に掲げるものの他、目的を達成するために必要な事業に関すること

(組織及び事務分掌)

第3条 事務局に次の部と課をおく。

協賛事業部、総務財務課、事業課、安全共済事業課

2 各課の事務分掌は、別表のとおりとする。

(常務理事)

第4条 常務理事は、事務局に常勤し、定款第25条第2項の規定により、会長及び副会長を補佐し第2条に規定する業務を総括的に整理するとともに、事務局職員の指揮監督に当たる。

(職制)

第5条 事務局に事務局長をおく。

- 2 事務局長は、常務理事の命を受け、事務局の事務を総理する。
- 3 事務局に事務局次長をおくことができる。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長の命を受け、事務局を総理する。

第6条 事務局に第3条に規定する部長及び課長をおくことができる。

2 部長及び課長は、事務局長の命を受け、各業務の事務を統括する。

第7条 職員は、それぞれの上司の命を受け、事務及び業務を処理する。

(定員)

第8条 事務局の職員の定員は、予算の範囲内で会長が定める。

2 前項の定員のほか、必要がある場合は、事務局に嘱託職員又は臨時職員を置くことができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他、事務局の組織及び運営に関する事項は、会長が理事会に諮り、これを定める。

(附則)

この規定は平成24年2月20日一部改訂し平成24年2月20日から実施する。

この規定は平成25年7月16日改訂し平成25年7月16日から実施する。

別表

1 協賛事業部の業務及び事務

(1) 企業協賛に関する事項

- ①協賛企業(企業サポーター)の募集、管理に関する事
- ②協賛企業(企業サポーター)との契約締結に関する事
- ③協賛企業(企業サポーター)との共同企画の立案、推進に関する事
- ④協賛企業(企業サポーター)紹介代理店との契約締結に関する事
- ⑤広告代理店との契約締結に関する事

(2) 関連団体との連絡連携に関する事項

- ①関連団体が主催する企画等の推進協力に関する事
- ②関連団体との共同企画の立案、推進に関する事

(3) 全国子ども会連合会及び協賛事業ホームページの企画、制作、管理に関する事

2 総務財務課の業務及び事務

(1) 総務に関する事項

- ①定款その他の規程に関する事
- ②総会、理事会、委員会その他、他に属さない会議に関する事
- ③登記、関係官庁への報告、届出に関する事
- ④職員の人事、給与及び福利厚生に関する事
- ⑤会員、職員の管理及び慶弔に関する事
- ⑥文書を接受し、発送し、及び保存する事
- ⑦施設及び設備、図書等の管理に関する事
- ⑧関係機関との連絡調整に関する事
- ⑨事業計画及び事業報告に関する事
- ⑩公印の管守に関する事
- ⑪契約に関する事
- ⑫広報、資料・月刊誌等の企画・製作・頒布に関する事
- ⑬講師派遣に関する事
- ⑭その他、他に属さない事

(2) 経理に関する事

- ①予算、決算に関する事
- ②現金、預金、有価証券等の出納に関する事
- ③物品の調達ならびに管理に関する事
- ④財産の管理ならびに処分に関する事
- ⑤寄付金に関する事
- ⑥給与及び旅費の支払に関する事
- ⑦税務に関する事
- ⑧その他、会計及び経理に関する事

3 事業課の業務及び事務

(1) 補助事業に関すること

- ①国庫補助事業に関すること
- ②その他補助事業に関すること

(2) 公益事業に関すること

- ①子ども会ジュニア・リーダー事業（全国、地区）、育成研究会議事業（全国、地区）に関すること
- ②表彰に関すること
- ③事業の企画に関すること
- ④その他、他に属さない事業に関すること

(3) 教材・教具等の企画・製作・頒布に関すること

(4) 指導者認定事業に関すること

(5) 子ども会活動を活性化するための新しい事業に関すること

(6) 収益事業に関すること

4 安全共済事業課の業務及び事務

(1) 安全共済会事業に関すること

- ①共済の募集に関すること
- ②契約者・被共済者の管理に関すること
- ③共済金の支払に関すること
- ④運営委員会に関すること
- ⑤その他安全共済事業全般に関すること

(2) 子ども会賠償責任保険に関すること

(3) 子ども会指導者・育成者傷害保険に関すること

(4) 安全普及啓発事業に関すること

(5) 旧共済見舞金の支払に関すること